○国家公安委員会告示第四十四号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号、同理事会決議第千二百八十八号及び同理事会決議第千九百八十九号により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十一月二十日　　国家公安委員会委員長　河野　太郎

氏名　モハンメド・アフメド・シャウキ・アル・イスラムボーリー（MOHAMMED AHMED SHAWKI AL ISLAMBOLLY）

名簿に記載された年月日　2005年９月29日（2011年12月13日に改訂）

名簿記載者公告番号　ＱＩ―101

○総務省
農林水産省
国土交通省告示第八号

半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）第九条の二第九項の規定に基づき、産業振興促進計画を次のとおり認定したので、同条第十一項の規定に基づき公示する。

平成二十七年十一月二十日

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　裕
国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　裕

称考半島地域振興の対策名	産業振興促進計画の区域	体計産業の画振興名の称作成主進	画産業の名称振興促進計	画た計産業振興促進し認定
丹後	京都府伊根町の全域	伊根町	伊根町促進計画産業振興	平成二十七年十一月二十六日

○外務省告示第四百十五号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十七年第三百八十九号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十七年十月十四日、二十六日及び十一月二日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号４（ｂ）、第二三三三号８（ｃ）、第二三九〇号２（ａ）、第一九八八号１（ａ）及び第一九八九号１（ａ）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十七年十一月二十日　　外務大臣　岸田　文雄

別表の４７２．及び４９８．を次のように改正する。また、別表の７２０．を追加する。

（別表）

一．次のとおり改正する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

472．削除

498．アブ・バカール・バアシール（別名：(a)アブ・バカール・バアシール、1938年８月17日にJombang, East Java, Indonesiaにて出生(b)アブ・バカール・バシール、1938年８月17日にJombang, East Java, Indonesiaにて出生(c)アブドゥス・サマッド(d)アブドゥス・ソマッド）

ABU BAKAR BA' ASYIR (a. k. a. : (a)Abu Bakar Baasyir, born on 17 Aug. 1938 in Jombang, East Java, Indonesia (b)Abu Bakar Bashir, born on 17 Aug. 1938 in Jombang, East Java, Indonesia (c)Abdus Samad (d)Abdus Somad)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1938年８月17日

出生地：Jombang, East Java, Indonesia

国籍：インドネシア

旅券番号：不明

ＩＤ番号：不明

住所：インドネシア（刑務所内）

国連制裁委員会による指定日：2006年４月21日（2015年10月14日に改訂）

その他の情報：2008年にジュマー・アンショール・タウヒード（ＪＡＴ）(612. に指定した団体)を結成。2010年にインドネシア・アチェ州の訓練キャンプにおけるテロの扇動及び資金調達の罪で逮捕され、2011年に懲役15年の判決を受けた。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年６月８日に終了した。

二．次のとおり追加する。

【タリバーンと関係を有する個人】

720．トレク・アガ（別名：(a)サイード・モハンメド・ハシャン(b)トラク・アガ(c)トリク・アガ(d)トリク・アガ・サイード）

TOREK AGHA (a. k. a. : (a)Sayed Mohammed Hashan (b)Torak Agha (c)Toriq Agha (d)Toriq Agha Sayed)

称号：Haji（ハッジ）

役職：不明

生年月日：(a)1960年(b)1962年(c)1965年頃

出生地：(a)Kandahar Province, Afghanistan (b)Pishin, Baluchistan Province, Pakistan

国籍：不明

旅券番号：不明

ＩＤ番号：パキスタン　5430312277059（不正取得されたため、パキスタン政府により取り消された）

住所：Pashtunabad, Quetta, Baluchistan Province, Pakistan

国連制裁委員会による指定日：2015年11月２日

その他の情報：湾岸地域に拠点を置く提供者からの資金調達に関わっている、タリバーンの軍事評議会の重要な司令官。写真はインターポール（国際警察刑事機構）・国連安全保障理事会特別手配者に含まれているものを利用可能。

官　庁　報　告

官　庁　事　項

口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部変更について

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第３条の２第１項の規定に基づき、口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の全部を次のとおり変更し、同項の規定に基づき、公表する。

平成27年11月20日　　農林水産大臣　森山　裕

前文

1　口蹄疫は、国際連合食糧農業機関（ＦＡＯ）などの国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易及び食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。